

埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）の活動に対して、専門的な見地から意見を聴取するため、埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム運営協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) プラットフォームの取組に関すること。
- (2) その他、プラットフォームに関し必要と認める事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会の会員は、福祉に関する学識経験者及び孤独・孤立対策に関する地域活動実践団体、民間企業、社会福祉協議会、市町村に所属する者のうちから、福祉部長が選任する。

- 2 会員の任期は、2年以内とする。
- 3 会員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には会長を置き、会員の互選による選出とする。

- 2 副会長は会員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 協議会の議事及び検討内容は原則公開とする。ただし、協議会が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、埼玉県福祉部福祉政策課内に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。